

○大規模災害発生時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程

(令和3年12月23日島根県公安委員会規程第4号)

(目的)

第1条 この公安委員会規程は、法令に規定する災害時等における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に関し、当該確認に係る手続の省力化及び効率化により災害応急対策等の円滑な推進に資するため、あらかじめそれらの車両を届け出ること(以下「事前届出」という。)について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この公安委員会規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通行車両等 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下この号及び第8条において「災対法施行令」という。)第33条第1項の規定による災害応急対策、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号。第8条において「地震法施行令」という。)第12条第1項の規定による地震防災応急対策に係る緊急輸送、原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第8条第2項により読み替えられた災対法施行令第33条第1項の規定による緊急事態応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第39条の規定によりその例によることとされる災対法施行令第33条第1項の規定による国民の保護のための措置を実施するために使用される車両をいう。
- (2) 規制除外車両 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、交通の規制(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下この条及び次条において「災対法」という。)第76条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この条及び次条において「原災法」という。)第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下この条及び次条において「国民保護法」という。)第155条第1項の規定に基づく交通の規制をいう。)の対象から除くものとして島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が認めるもの(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車及び緊急通行車両等を除く。)をいう。
- (3) 災害 災対法第2条第1号に規定する災害、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。次条において「地震法」という。)第2条第1号に規定する地震災害及び原災法第2条第1項に規定する原子力災害をいう。
- (4) 災害時等 島根県若しくは島根県に隣接し若しくは近接する地域に災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしているとき又は武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確

保に関する法律（平成15年法律第79号。以下この条において「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。）をいう。

- (5) 指定行政機関 災対法第2条第3号又は事態対処法第2条第5条に規定する指定行政機関をいう。
- (6) 指定地方行政機関 災対法第2条第4号又は事態対処法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。
- (7) 指定公共機関 災対法第2条第5号又は事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。
- (8) 指定地方公共機関 災対法第2条第6号又は国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。
- (9) 原子力事業者 原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

（緊急通行車両等の確認に係る事前届出の対象）

第3条 緊急通行車両等の確認に係る事前届出の対象は、災害時等に災対法第50条第1項の災害応急対策、地震法第21条第1項の地震防災応急対策、原災法第26条第1項の緊急事態応急対策又は国民保護法第11条第1項の国民の保護のための措置を実施するために使用される計画がある車両であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）並びに原子力事業者（原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施する場合に限る。）が保有する車両
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施する場合に限る。）との契約等により常時指定行政機関等及び原子力事業者の活動のために使用される車両
- (3) 指定行政機関等及び原子力事業者（原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施する場合に限る。）が災害時等に他の関係機関、団体等から調達する車両
- (4) 島根県知事及び公安委員会と災害時等における報道要請に関する協定を交わした報道機関が保有する車両

（緊急通行車両等の確認に係る事前届出者）

第4条 緊急通行車両等の確認に係る事前届出は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者が行うものとする。

（緊急通行車両等の確認に係る事前届出の手続）

第5条 緊急通行車両等の確認に係る事前届出は、緊急通行車両等事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）2部及び関係書類を島根県警察本部又は事前届出に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委

員会規則第12号)に規定する電子情報処理組織を使用する方法による事前届出にあつては、当該警察署に限る。)を經由して公安委員会に提出し、又は提示することにより行うものとし、提出し、又は提示された書類に不備がないと認めるときは、緊急通行車両等事前届出済証(様式第1号。以下「届出済証」という。)を届出者に交付するものとする。

(届出済証の再交付)

第6条 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出書の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があつたときは、届出済証の再交付を行うものとする。

(届出済証の返納)

第7条 公安委員会は、届出済証の交付を受けたその車両の登録が抹消されたとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなつたと認めるときは、速やかに届出済証を返納させるものとする。

(届出済証による確認手続)

第8条 公安委員会は、災害時等に届出済証の交付を受けている者から緊急通行車両等であることの確認の申出があつたときは、速やかに当該届出済証により確認を行い、災対法施行令第33条第2項又は地震法施行令第12条第2項に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

(指定行政機関等及び原子力事業者に対する指導)

第9条 公安委員会は、事前届出の適正な運用を図るため、指定行政機関等及び原子力事業者に対して、事前届出された車両の確認要領、届出済証の再交付及び返納手続、届出済証の保管方法等について指導するものとする。

(規制除外車両の確認に係る事前届出の対象)

第10条 規制除外車両の確認に係る事前届出の対象は、人命救助及び輸送施設等の応急の復旧に必要な車両であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医師又は歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等の搬送のために必要な特別の構造又は装置を有する車両
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(準用)

第11条 第4条から第9条までの規定は、規制除外車両の確認に係る事前届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条(見出しを含む。)	緊急通行車両等	規制除外車両
	緊急通行に係る業務	規制除外に係る業務
	その代行者	その代行者(第10条第4号の重機輸送用車両の事前届

		出にあつては、建設用重機と同一の使用者に限る。)
第5条（見出しを含む。）	緊急通行車両等	規制除外車両
	緊急通行車両等事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）	規制除外車両事前届出書（様式第2号。以下「除外事前届出書」という。）
	緊急通行車両等事前届出済証（様式第1号。以下「届出済証」という。）	規制除外車両事前届出済証（様式第2号。以下「除外届出済証」という。）
第6条（見出しを含む。）	届出済証	除外届出済証
	事前届出書	除外事前届出書
第7条（見出しを含む。）	届出済証	除外届出済証
	緊急通行車両等	規制除外車両
第8条（見出しを含む。）	届出済証	除外届出済証
	緊急通行車両等	規制除外車両
	災対法施行令第33条第2項又は地震法施行令第12条第2項	災対法施行令第33条第2項
	証明書	規制除外車両確認証明書（様式第3号）
第9条（見出しを含む。）	指定行政機関等及び原子力事業者	指定行政機関等
	届出済証	除外届出済証

（知事との調整）

第12条 公安委員会は、事前届出の実施に関して、島根県知事と必要な調整を図るものとする。

（事務の代行）

第13条 この公安委員会規程に関する事務は、警察本部長に代行させるものとする。

（その他）

第14条 この公安委員会規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この公安委員会規程は、令和4年1月4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  島根県公安委員会 様  届出者住所 (電話) 氏名		第 号  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  島根県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
番号標に表示されている番号	注：1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者			住 所	( ) 局 番
			氏 名	
出 発 地				
注： この事前届出書は2部作成し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と併せて、島根県警察本部又は車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出及び提示してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第11条関係）

災害 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出書  島根県公安委員会 様  届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  島根県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
番号標に表示 されている番号		注：1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所  ( ) 局 番		
	氏 名		
出 発 地			
注： この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類と併せて、島根県警察本部又は車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出及び提示してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第11条関係）

第 号  年 月 日  規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書  島根県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。